平成２１年（フ）第２０４号
広島県福山市本郷町2067番地１―104、旧住所広島県尾道市山波町712番地２
債務者　平林　論子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３９３号
静岡市駿河区桃園町19番９号　下川原団地９号棟501号
債務者　石川　志保
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１４号
東京都府中市武蔵台１丁目９番地の４パレスコーポＢ
債務者　菅野　泰正
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５７０号
東京都町田市小山町1236番地
債務者　島村　雅美
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２８号
石川県珠洲市若山町北山９字92番地１
債務者　蔵宗　茂夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第３４７号
静岡市清水区庄福町８番１号　サンパレスマンションしみず401号　樋澤方
債務者　寺田　春枝
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５７号
静岡市清水区興津清見寺町154番地の２
債務者　山梨　敏次
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１８号
東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目８番地７コーポ井口101
債務者　佐々木伸二
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１１号
広島県福山市春日町５丁目１番16―602号
債務者　立岩　由紀
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４０８号
栃木県日光市山口929番地13
債務者　長谷川光明
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２１６号
静岡市清水区袖師町648番地の８
債務者　深澤　辰美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６０号
静岡県藤枝市大東町296番地
債務者　生田　　稔
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６１号
広島県福山市新涯町５丁目２番43―１号　桑田住宅ⅡＤ棟
債務者　藤井　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午前10時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２９３９号
福岡市博多区昭南町３丁目３番25号
破産者　高倉　博幸
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７８号
静岡市葵区平和２丁目13番16号
破産者　有限会社晃和物流
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１３０号
島根県江津市渡津町1305番地
破産者　小笹　久夫
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部